

オープンカウンター方式による見積依頼について

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、御参加ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

2 問い合わせ先

各案件の見積依頼書に記載の問合せ先を御確認ください。

3 見積書の提出方法

見積書の提出方法は次のいずれかとし、締切日時必着とする。

- (1) 紙媒体による場合は上記2の住所へ持参又は郵送してください。また、郵送される場合は封筒の表に「（案件名）の見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (2) 電子メールによる場合は必ず上記2の電子メールアドレスへ送付するとともに、問合せ先へ御連絡ください。また、提出するメールの件名に「（案件名）の見積書提出」と必ず記載してください。
- (3) F A Xによる場合は上記2のF A X番号へ送付するとともに、問合せ先へ御連絡ください。
- (4) 電子調達システム（<https://www.p-potal.go.jp/pps-web-biz/>）による場合は当該システムに定める手続に従ってください。

なお、電子調達システムによる場合は内訳書の添付が必須となります。

※ 見積依頼書に「相当品可」等の表示がある場合において、相当品により見積もる場合は、事前に承認が必要となります。

なお、承認を受けるための申請の方法及び期限は、見積依頼書を御確認ください（記載がない場合は、見積依頼書に記載の問合せ先に御確認ください。）。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載に不備があるもの
- (3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書
- (4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
- (5) 金額を訂正した見積書
- (6) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 提出期限までに到達しなかったもの
- (9) 見積書作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格を提示した者を契約相手方といたします。

見積額は、特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとし、電子調達システムにより見積書を提出する場合は消費税抜き額を入力してください。電子調達システム以外により提出する場合は、消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載してください。

なお、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

契約金額は原則として、見積書記載の消費税込み額又は電子調達システムに入力された消費税抜き額に消費税を加算した金額となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者にのみ連絡します。

見積書を提出した事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ、決定事業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」により決定します。

なお、電子調達システムで公表した案件については原則として電子調達システムを利用した「くじ引き」を行います。「くじ引き」の際に利用する任意の3桁の数字に

ついて、電子調達システム以外により見積書を提出される場合でも電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記載してください。

- (3) 参加者不在の場合又は予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができます。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。